

建築物の概要書

建築主住所氏名	日本製紙株式会社 富士工場 執行役員 工場長 山邊義貞 静岡県富士市比奈 798 番地
敷地の位置	静岡県富士市比奈字穴田 536-1、他 34 筆 (工業専用地域)
敷地面積	44,393.91 m ²
建築面積	2,890.31 m ² (すべて既存)
延べ面積	3,989.44 m ² (すべて既存)
構造	鉄骨造
用途	産業廃棄物処理施設
主な施設	産業廃棄物焼却施設 (既存)、産業廃棄物破砕施設
処理能力	廃プラスチック類 破砕 167.00 t/日 木くず 破砕 167.00 t/日
稼働時間	24 時間
適用	建築基準法第 51 条ただし書の規定による

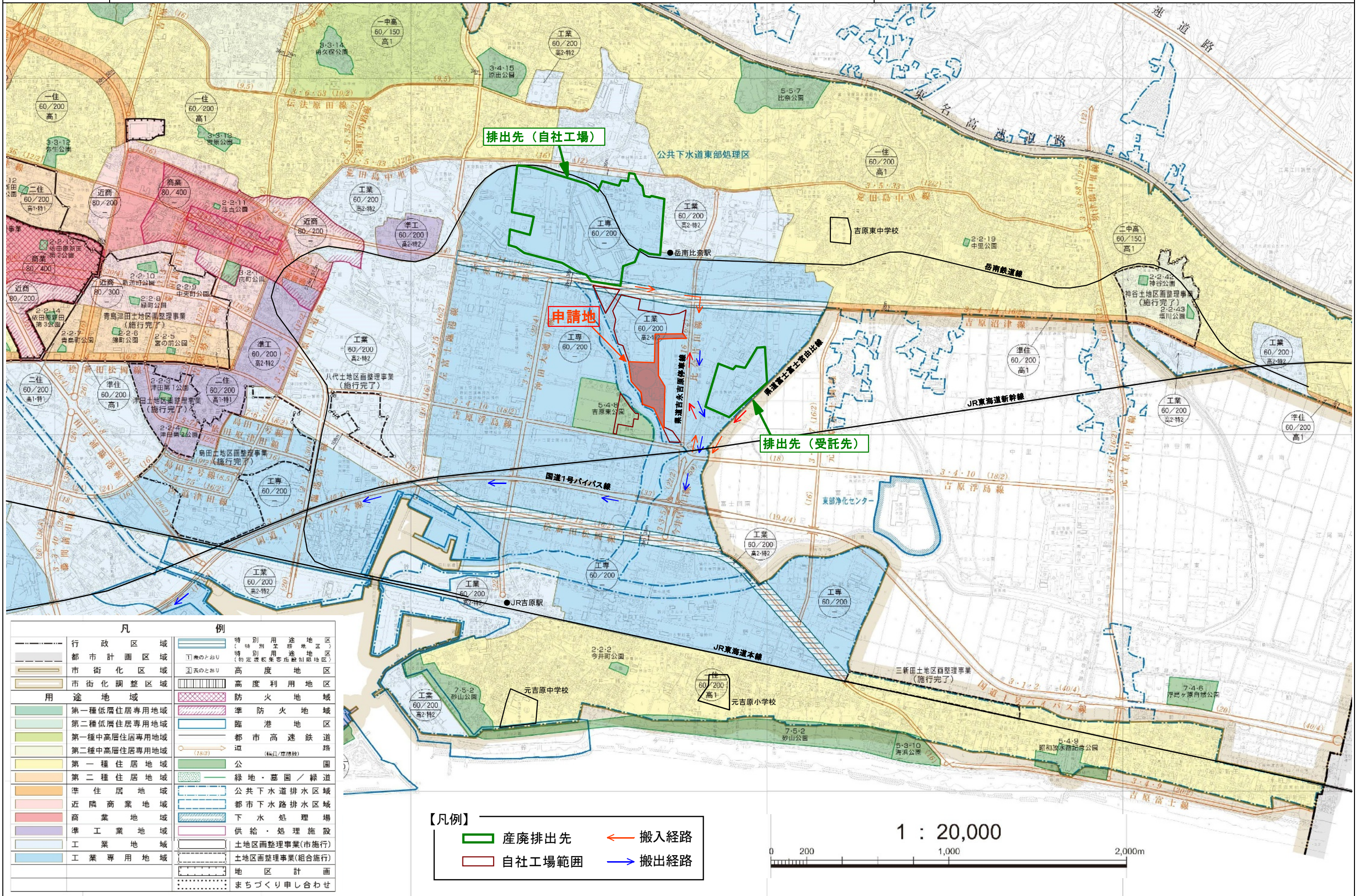
理 由

申請者の日本製紙株式会社は、申請地（工業専用地域）において、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を取得し、現在、産業廃棄物の焼却処理を行っている。

焼却施設の安定燃焼のためには事前に廃プラスチック類等を破砕する必要があるが、現在は、既設の破砕機 1 台にて処理を行っているが、今回、破砕する産業廃棄物の処理量の増加により破砕機 1 台の増設（57.96 t/日）を計画した。既設の破砕機についても、焼却施設の附帯設備として許可不要であったが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の取扱いの変更に伴い許可が必要となった。

このことから、破砕施設の産業廃棄物の最大処理量は 1 日あたり合計 167.00 t となる計画であり、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 3 に定める処理能力（廃プラスチック類 1 日あたり 6 t、木くず 1 日あたり 100t）を超えるため、同法第 51 条ただし書の規定による許可が必要となった。

なお、敷地の拡張、建築物等の増改築、焼却施設の変更は行わない。

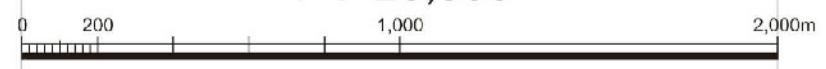


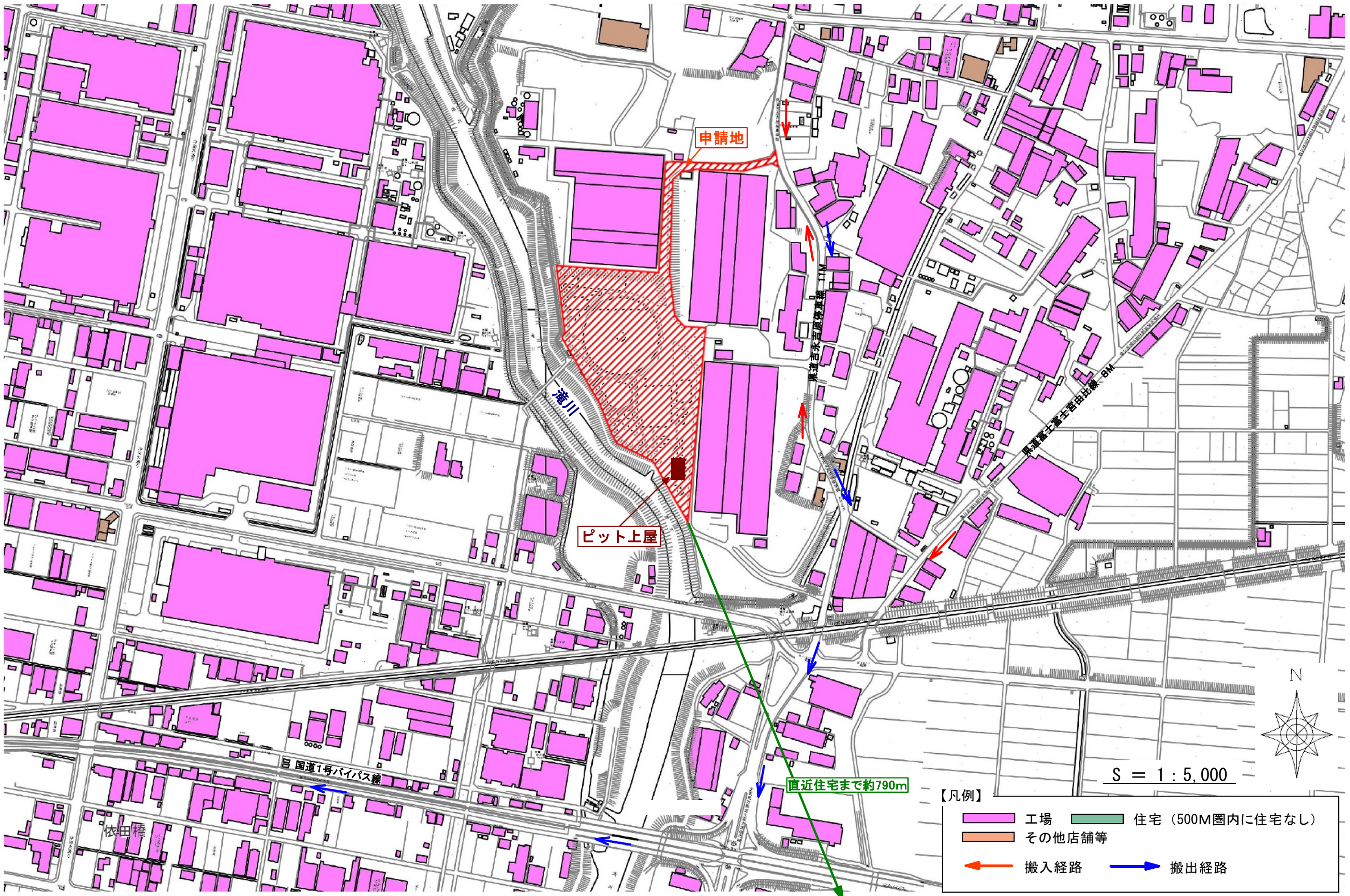
凡	例
行政区域	特別用途地区
都市計画区域	特別用途地区(特定用途地区)
市街化区域	高度地区
市街化調整区域	高度利用地区
用途地域	防火地域
第一種低層住居専用地域	防火地域
第二種低層住居専用地域	臨港地区
第一種中高層住居専用地域	都市高速鉄道
第二種中高層住居専用地域	道(幅員/標準線)
第一種住居地域	公園
第二種住居地域	緑地・墓園/緑道
準住居地域	公共下水道排水区域
近隣商業地域	都市下水路排水区域
商業地域	下水処理場
準工業地域	供給・処理施設
工業地域	土地区画整理事業(市施行)
工業専用地域	土地区画整理事業(組合施行)
	地区計画
	まちづくり申し合わせ

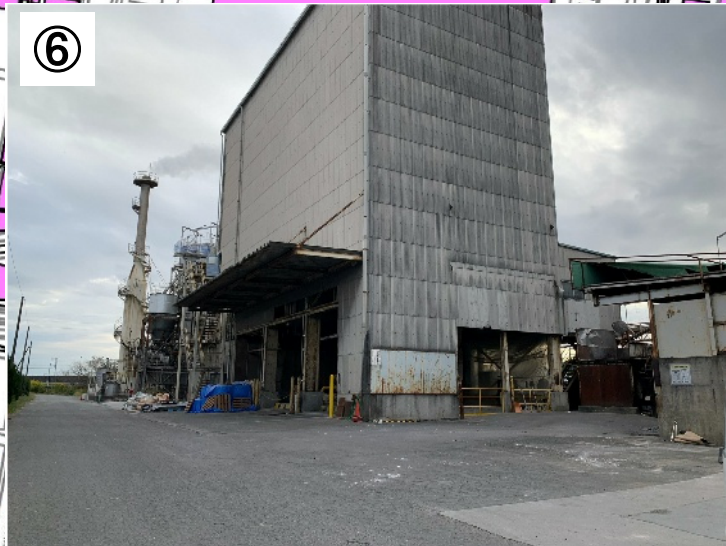
【凡例】

- 産廃排出先
- 自社工場範囲
- ← 搬入経路
- 搬出経路

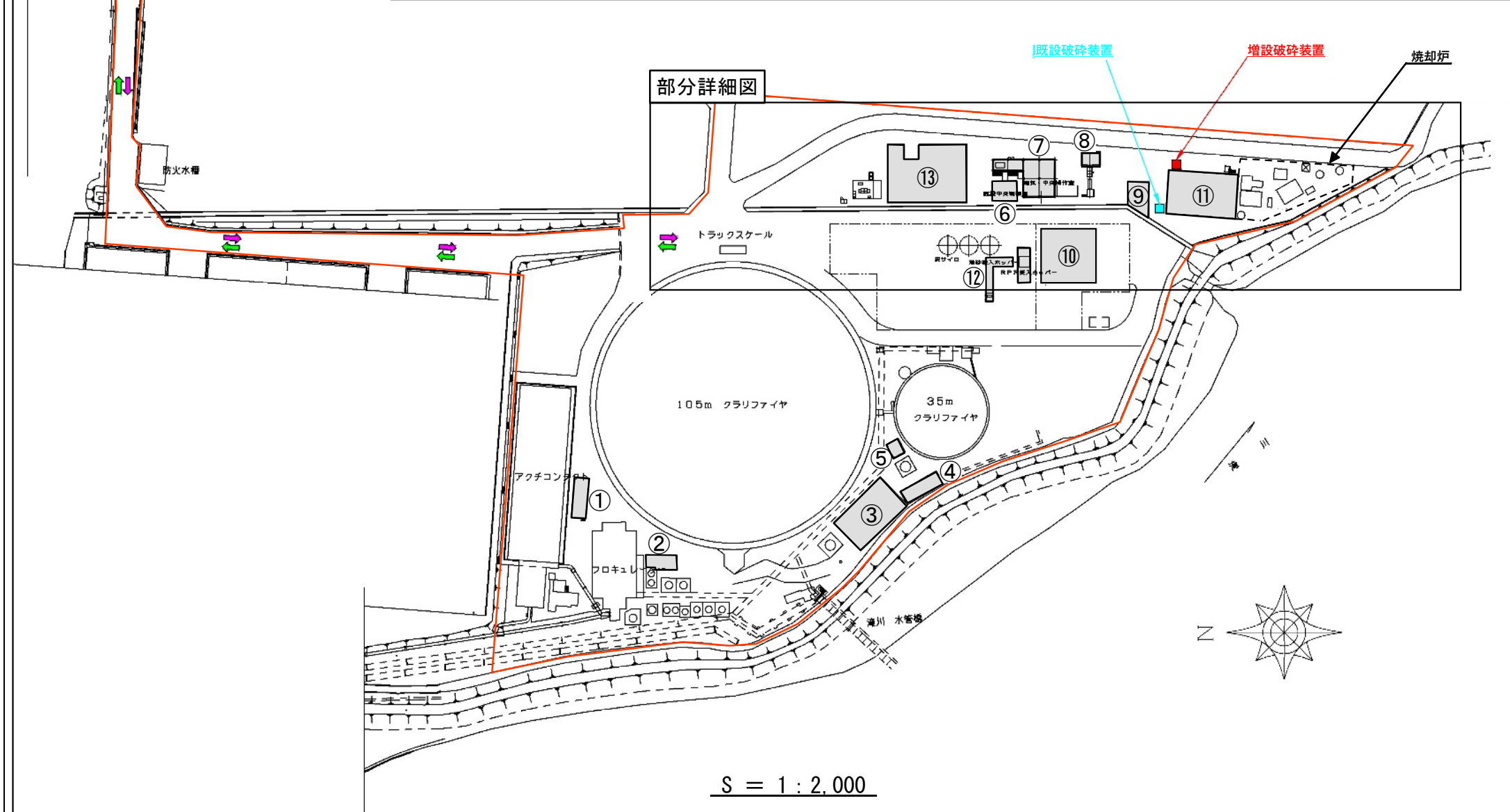
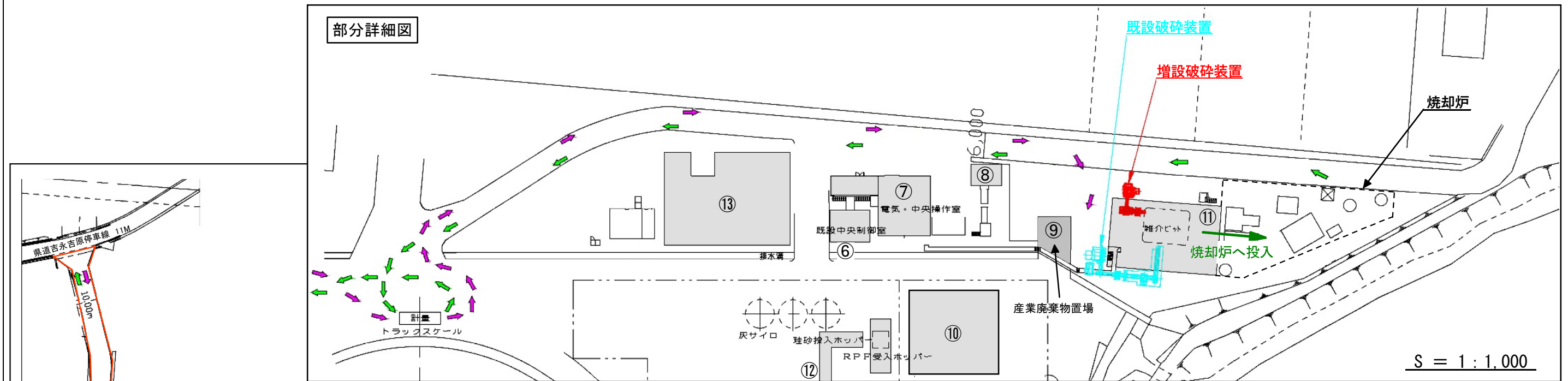
1 : 20,000







← 搬入経路 → 搬出経路



建築物リスト

No.	名称	延床面積	備考
①	フロア室	169.82 m ²	既設
②	コンプレッサ室	61.75 m ²	既設
③	焼却灰置場	354.23 m ²	既設
④	集塵機室	12.00 m ²	既設
⑤	灯油ポンプ室	6.05 m ²	既設
⑥	中央制御室	142.50 m ²	既設
⑦	電気・中央操作室	421.99 m ²	既設
⑧	産業廃棄物置場(1)	33.01 m ²	既設
⑨	産業廃棄物置場(2)	84.00 m ²	既設
⑩	脱水機室	1008.32 m ²	既設
⑪	焼却炉ビット上屋	861.75 m ²	既設
⑫	受入ホッパー上屋	183.58 m ²	既設
⑬	タービン棟	650.44 m ²	既設
合計		3989.44 m ²	

破碎施設

品目	処理能力
廃プラスチック類	167.0 t/日
木くず	167.0 t/日

- 騒音・振動・粉塵対策：適切な散水により作業を行う。
- 排水計画：工程における排水は生じない。
場内の雨水排水は排水設備で処理し河川へ放流する。

- 既設破碎装置
- 増設破碎装置
- 既設建築物
- 搬入 (廃プラスチック類・木くず)
- 搬出 (焼却後の残渣)